

## 今後の復興への提言

1998年1月  
近畿税理士会神戸支部

### 1. はじめに

阪神・淡路大震災発生直後より税制面でなんとか被災者及び被災企業を救済できないものかということで、近畿税理士会より大阪国税局、兵庫県及び市町村に対して緊急要望書という形で要望し、その多くが特例として認められてきております。これらの要望を聞き入れてもらったことにより、被災者及び被災企業の救済に役立ったことと思われま

しかし、大震災発生後約1年8カ月が経過した今でも復興には程遠い状況にあります。いまだに壊れたままのビルもあります。また、建物の取壊しが済んだ土地で更地のままの状況のものが目立つ地域もかなりあります。今現在も家を失ったまま避難所や仮設住宅に仮住まいしている人々が約74,000人（平成8年9月30日現在）いる状況にあります。大震災により事務所や工場等が壊れてしまい被災地域より他の地域へ移転したままの被災企業もあります。

このような状況において、被災地域が今後、復興していくために我々税理士が税制面において必要と思われる事項を要望という形で提言したいと思います。

### 2. 税制面での要望

#### (1) 純損失の繰越控除及び雑損控除について

##### ① 純損失の繰越控除期間の延長

事業所得者等で店舗、事務所等が大震災により被災したが、事業自体はなんとか継続しているものの、震災前に比べ収入は激減し生活をしていくだけで精一杯という状況で純損失をたった3年間で控除することが困難な事業所得者が数多く見受けられる。従って、最低でも5年間について繰越控除を認めるべきである。

##### ② 雑損失の繰越控除期間の延長等

り災証明書等による被害の程度が全壊または全焼の人については、特に震災後あまり収入もない場合も考え場合、損失の金額を3年間で控除できない場合も考えられるため、控除期間を延長するか、または、同居の親族で所得のある人から控除できるようにすべきである。

##### ③ 一部破損（り災証明書）判定のマンションの簡易計算

雑損控除額の計算の基礎となる雑損失の金額を一部破損（り災証明書による判定）のマンションについて、簡易計算によることを一部のマンションについてだけ認めということではなく、すべての一部破損判定のマンションに認めるべきである。一戸建て住宅については、適用を認めているのにマンションにだけ認めないのは問題がある。被災地域のマンションでは、何らかの修繕が必要であり修繕をしなくて

もよいマンションというのは皆無である。特に震災後 1 年以上経過してから発生する修繕もあるようであり、一律に認めるべきである。

#### ④ 災害関連支出の支出期間

災害のやんだ日（平成 7 年 1 月 17 日）から 1 年以内に支出した災害関連支出しか雑損控除の対象にしないのではなく、もっと支出した期間を延長すべきである。

被災地域では、住宅の修繕をしたくても業者が多忙で全然修繕に来てくれないところもあり、また、震災後はそれほど被害がないと思われていた住宅でも 1 年以上経過してから地震による被害が判明するケースもあるようである。したがって、1 年以内の支出に限定せずもっと期間を延長すべきである。

#### ⑤ 土地に付する損失について

雑損控除の対象となる損失の中に、土地の損失についての具体的な取扱いが規定されていない。被災地神戸は、山と海に挟まれた地形にあり、傾斜地に建設された住宅が数多くある。このため平坦地に建っている住宅に比べて地震による土地の損害が、かなり発生している。また、市より崩落の危険性がありとして改修工事の要請を受けている土地もある。こういった改修工事費用は、自己負担しなければならず、資金の手当も大変であるが税制面での明確な救済措置を望みたいものである。

### (2) 地震保険の所得控除

今回の震災で住宅再建が過れている原因として、再建するにも資金がない場合や、被災家屋の住宅ローンがまだ残っていて二重ローンになってしまうということが考えられる。

これらは皆、地震保険に加入していなかったことにより火災ではないために保険金がおりにないことよるところが大きいと考えられる。

したがって、今後地震保険については、社会保険制度と同様に強制加入とした上で、その全額を所得控除の対象とすべきである。

### (3) 住宅の再建について

#### ① 消費税率の税率据置

大震災より 1 年 8 カ月が経過し、住宅については徐々に再建が進んできている状況にある。しかし、住宅（マンションを含む）の再建をする場合、平成 7 年 2 月 27 日に施行された「被災市街地復興特別措置法」を初めとする各市町の震災復興都市計画等により建築の制限を受けた地域及び制限を受けていない地域においても、住宅（マンションを含む）再建に伴う行政と住民及び住民同志の利害調整等に相当の時間を要する。資金的な問題（二重ローン及び抵当権の処理）または建築業者の問題で再建が遅れている人もいる。このような状況において、平成 9 年 4 月 1 日以後住宅の再建をした人とそれまでに再建できた人で税率に相違があるのは、不公平である。住宅の再建がすべて終了するまで、被災地については税率を今のままに据置くべきである。

#### ② 固定資産税の軽減

上記①の理由で住宅を再建したくても再建できない人に対しては、住宅用地の特例適用を平成9年度までとせず、住宅が再建できるまで延長すべきである。また、代替取得住宅に対する軽減についても期限を延長すべきである。

③ 不動産取得税の軽減

住宅取得者よりの申請のあるなしにかかわらず、また、期間も限定せずに軽減を認めるべきである。

④ 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の取得期間の延長

被災市街地復興特別措置法に規定する住宅被災市町とされた市町の区域内において、この規定の適用を受ける優良な賃貸住宅を、平成10年3月31日までに取得することが困難な場合が考えられる。というよりも、民借賃等の制度を利用して、上記の適用が受けられる賃貸住宅の建設が始まるのは、これからが本番であると考えられる。したがって、取得期間の延長をすべきである。

(4) 居住用財産の譲渡について

① 災害のあった日から3年の期間の延長

居住用財産の課税の特例は、災害により滅失した家屋の敷地で、災害のあった日から3年以内の譲渡について適用が受けられることになっているが、3年という期間を延長すべきである。

② 地震により損害を受けた家屋の取得費

地震により損害を受けた家屋を譲渡した場合、その家屋について雑損控除の適用により損失額を控除しているときの取得費は、どのように計算するのか明確にしてほしい。

(5) 被災企業について

① 繰越欠損金の繰越控除

甚大な被害をうけた企業で、地震により多額の欠損金が生じた場合、震災前の状況になるまでに何年かかるかわからないのに、5年間で繰越欠損金を控除するのは困難である。控除期間の延長をすべきである。

② 被災家屋の再建の場合の軽減

住宅の再建のところでも述べたように、消費税、固定資産税及び不動産取得税について、軽減を認めるべきである。

### 3. おわりに

以上、震災発生後税制面だけを見ても、様々な問題及び今後ぜひとも考慮してもらいたい事項が浮かびあがってきております。

震災特例法により救済が行われている事項についても、今後の復興の状況如何では、期間の延長等をしてもらわなければいけない事項もあります。また、税制面以外の立法関係でも、例えば株式会社の役員の変更登記については、何ら期間の延長という手当がなされ

なかったように、被災者及び被災企業が本当に復興するまで、我々は提言を続けたいと思います。